

# 事務局資料

(賃上げ促進税制の検証)

# 所得税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抜粋）

## 衆・財務金融委員会（令和4年2月21日）

本法律案の狙いである、成長と分配の好循環及びカーボンニュートラルの実現に向け、賃上げ及びオープンノベーションの促進に係る税制の拡充や住宅ローン控除制度の見直し等の措置がどのように貢献したのかについて、効果を検証し、かつ公表することで政策効果を適切に把握できるように努めること。

## 参・財政金融委員会（令和4年3月22日）

成長と分配の好循環及びカーボンニュートラルの実現に向け、賃上げ及びオープンノベーションの促進に係る税制の拡充、住宅ローン控除制度の見直し等の措置がどのように貢献したのか適切に把握することができるよう、政策効果の徹底した検証を行い、その結果を確実に公表すること。

# 賃上げ促進税制（現行制度）

		大企業向け		中小企業向け	
<b>【適用要件】</b>					
■ 給与総額の増加率		※1 継続雇用者の給与総額: 対前年度増加率3%以上		雇用者全体の給与総額: 対前年度増加率1.5%以上	
■ マルチステークホルダーへの配慮※2		従業員への還元や取引先への配慮を行うことを宣言していること			
<b>【税額控除】</b>		〔控除率最大30%〕		〔控除率最大40%〕	
■ 控除率を乗ずる対象		雇用者全体の給与総額の対前年度増加額		雇用者全体の給与総額の対前年度増加額	
■ 控除率	基本	15%		15%	
	上乗せ (賃上げ)	+10%	継続雇用者の給与総額: 対前年度増加率4%以上	+15%	雇用者全体の給与総額: 対前年度増加率2.5%以上
	上乗せ (教育訓練費)	+5%※3	教育訓練費の対前年度増加率20%以上	+10%※4	教育訓練費の対前年度増加率10%以上
■ 控除上限額		当期の法人税額×20%		当期の法人税額×20%	

※1 「継続雇用者」とは、当期及び前期の全期間の各月分の給与等の支給がある一定の雇用者をいう。

※2 資本金10億円以上、かつ、常時使用従業員数1,000人以上の大企業に対する要件とし、自社のウェブサイトの方針内容を公表したことを経済産業大臣に届出。

※3 控除率10%の上乗せ措置の適用を受けない場合は、合計20%

※4 控除率15%の上乗せ措置の適用を受けない場合は、合計25%

# 賃上げに関する税制の適用状況

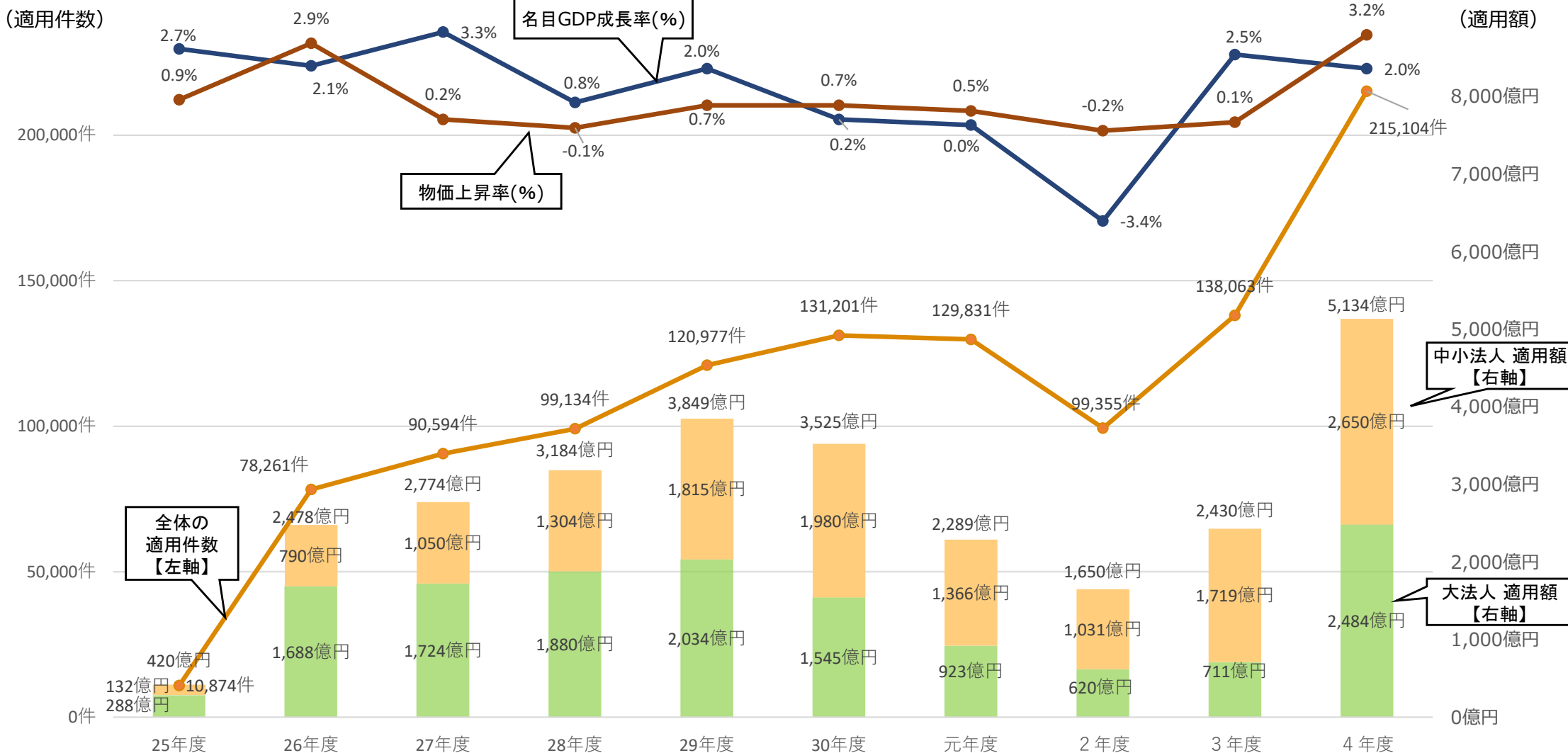
- 賃上げ促進税制の令和4年度の適用実績は、足元の高い賃上げ率を受け、適用件数・適用額ともに前年度より**大幅に増加**し、全体の適用件数・適用額は**過去最大**となる見込み。

年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度 (見込み)
適用件数	全体	10,874件	78,261件	90,594件	99,134件	120,977件	131,201件	129,831件	99,355件	138,063件	215,104件
	うち 大法人	1,009件	4,075件	3,980件	3,787件	3,645件	2,712件	1,802件	1,114件	1,986件	4,070件
	中小法人等	9,865件	74,186件	86,614件	95,347件	117,332件	128,489件	128,029件	98,241件	136,077件	211,034件
適用金額	全体	420億円	2,478億円	2,774億円	3,184億円	3,849億円	3,525億円	2,289億円	1,650億円	2,430億円	5,134億円
	うち 大法人	288億円	1,688億円	1,724億円	1,880億円	2,034億円	1,545億円	923億円	620億円	711億円	2,484億円
	中小法人等	132億円	790億円	1,050億円	1,304億円	1,815億円	1,980億円	1,366億円	1,031億円	1,719億円	2,650億円

(注) 平成25年度から令和3年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に基づく数値。  
令和4年度の数値は、令和4年度の適用額明細書の法人からの申告データに基づき財務省主税局にて作成。  
法人により申告された数値に基づくものであり、実際に適用された件数・金額とは異なりうる。

# 賃上げ促進税制の適用実績と名目GDP成長率・物価上昇率の推移

- 近年、賃上げ促進税制の適用実績は、名目GDP成長率と連動。
- 足元、令和4年度は、物価が上昇する中、賃上げ促進税制の適用件数・適用額は大きく増加。

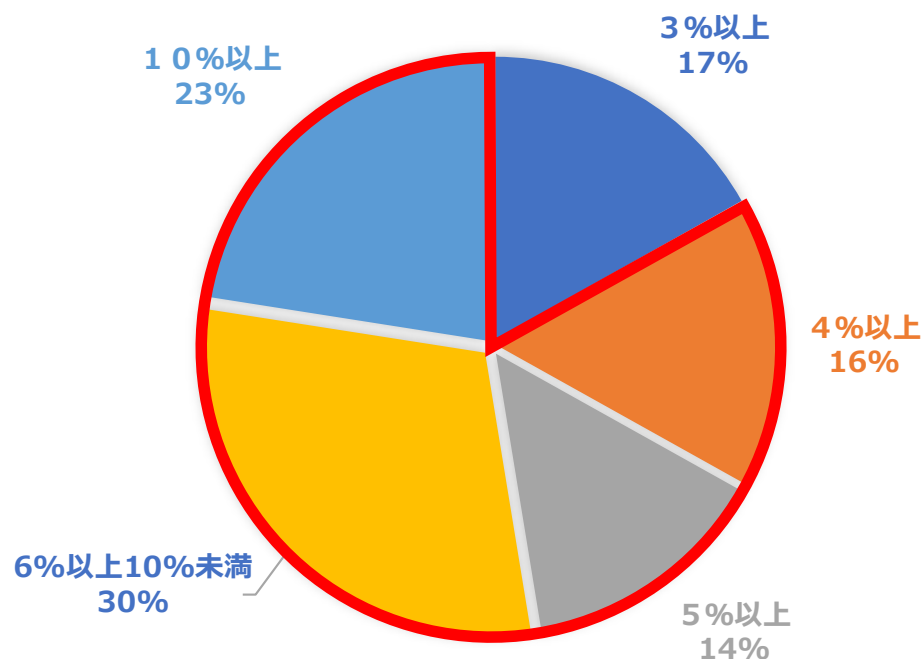


(注) 平成25年度から令和3年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に基づく数値。令和4年度の数値は、令和4年度の適用額明細書の法人からの申告データに基づき財務省主税局にて作成。法人により申告された数値に基づくものであり、実際に適用された件数・金額とは異なりうる。名目GDP成長率は内閣府「国民経済計算（GDP統計）」、物価上昇率は総務省「2020基準消費者物価指数（総合）」。

- EBPMの観点から、法人税の電子申告データに基づき、適用企業の実態を把握。
- 給与総額の増加による上乗せ特例の要件は、**大法人の8割以上、中小法人の9割以上が達成。**

【令和4年度・大法人（資本金1億円超）】

継続雇用者の給与総額増加率別の企業数の割合（2,761社）



上乗せ要件以上の賃上げ ➡ 計83.2%

(注) 資本金1億円超の法人のうち、大企業向け措置を適用している法人の内訳

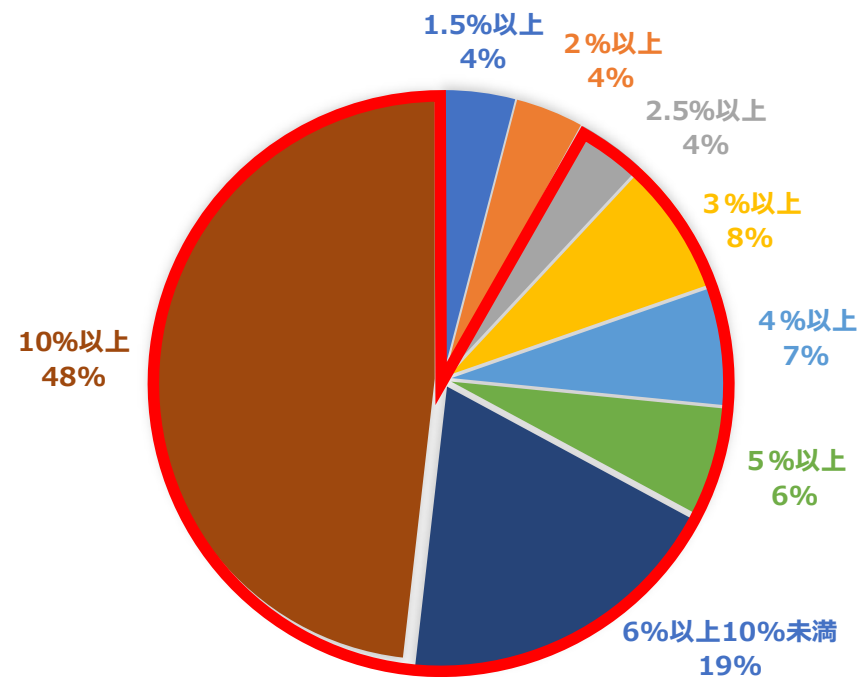
継続雇用者の給与総額：

(基本要件) 対前年度増加率 **3%以上**

(上乗せ要件) 対前年度増加率 **4%以上**

【令和4年度・中小法人（資本金1億円以下）】

全雇用者の給与総額増加率別の企業数の割合（41,301社）



上乗せ要件以上の賃上げ ➡ 計92.0%

(注) 資本金1億円以下の法人のうち、中小企業向け措置を適用している法人の内訳

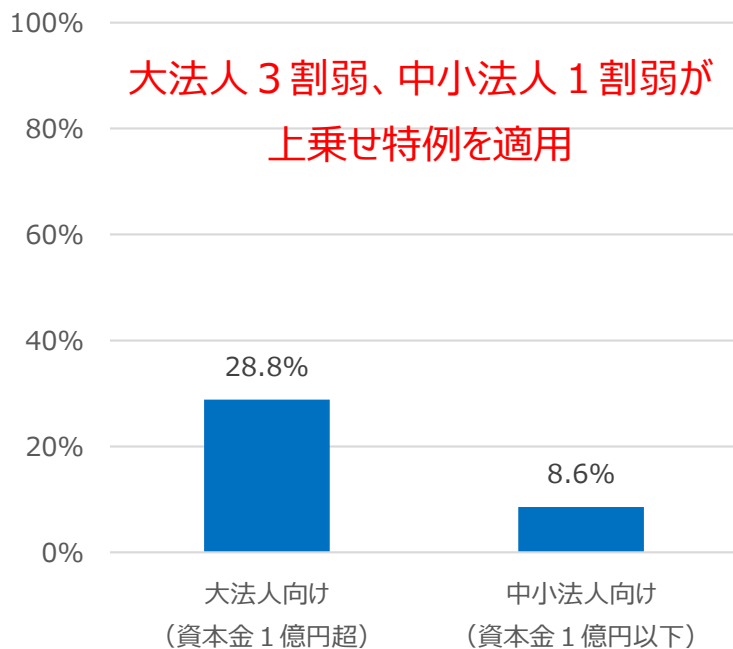
全雇用者の給与総額：

(基本要件) 対前年度増加率 **1.5%以上**

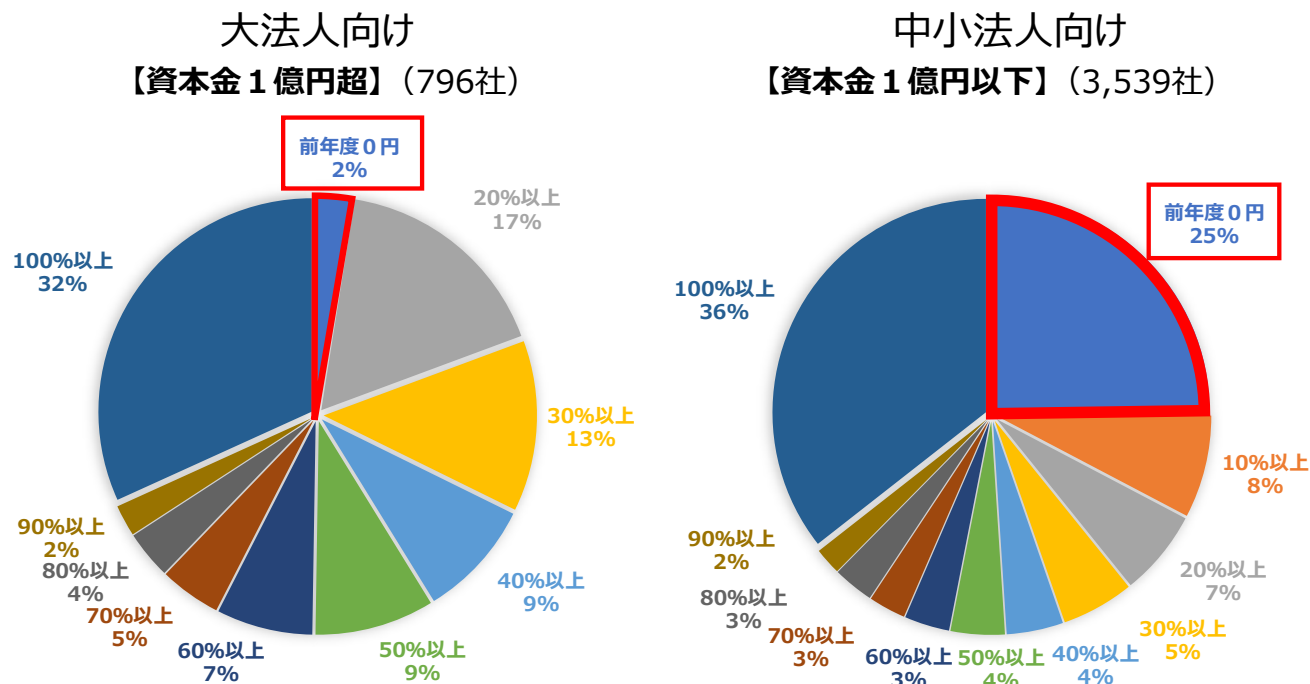
(上乗せ要件) 対前年度増加率 **2.5%以上**

- 教育訓練費増加による上乘せ特例は、大法人で**3割弱**、中小法人で**1割弱**の適用に留まる。
- 一方で、現行、**僅かな教育訓練費の増加でも上乘せ特例の適用が可能な状態**。

【令和4年度】教育訓練費の上乗せ特例適用企業の割合



【令和4年度】教育訓練費増加率別の上乘せ特例適用企業数の割合



**教育訓練費の上乗せ要件：**

- (大法人向け) 対前年度増加率 **20%以上**
- (中小法向け) 対前年度増加率 **10%以上**

(注) 大法人向けは、資本金1億円超の法人のうち、大企業向け措置を適用している法人、中小法人向けは、資本金1億円以下の法人のうち、中小企業向け措置を適用している法人 (出所) 令和4年度改正の措置が適用される法人 (令和4年4月1日以後に事業年度を開始した法人) の法人税の電子申告のデータを基に、財務省で作成

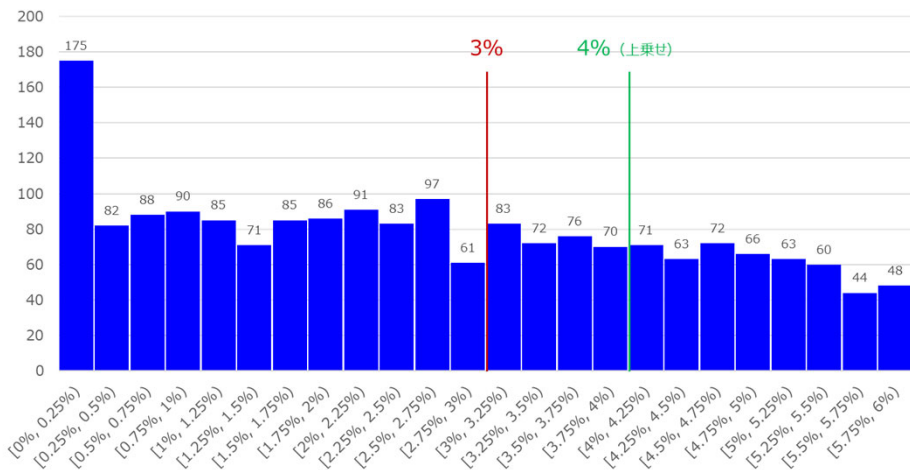
# 給与総額の伸び率についてのヒストグラム分析①

- 有識者の助言を得ながら、賃上げのインセンティブ効果を確認するために、給与総額の伸び率について法人数の分布（ヒストグラム）を作成。適用要件をぎりぎり満たすための給与総額の引上げ等を示唆する法人数の偏り（バンチング）が見られないかを確認。
- 法人企業統計（H30～R4）を用いたヒストグラムでは、**一部、適用要件を超える位置でのバンチング（≒企業行動の変化）の可能性**が見受けられた。

【令和4年度・大法人（資本金1億円超）・黒字企業】

## 従業員給与・賞与の伸び率

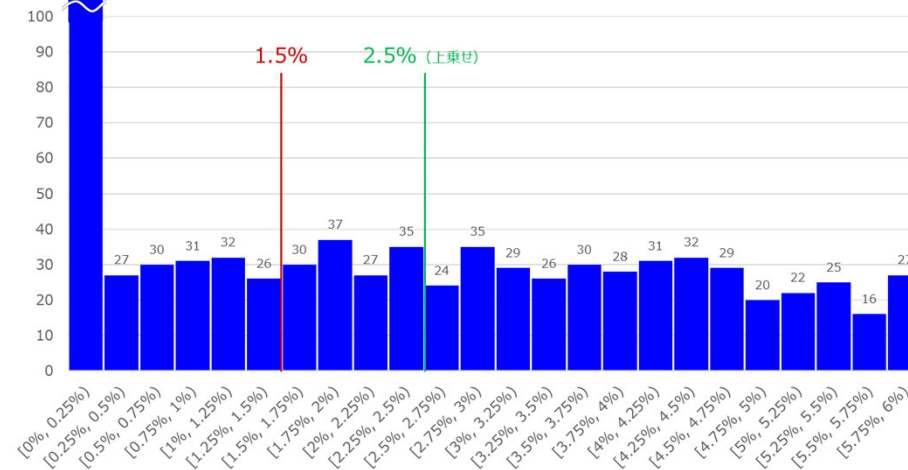
2022年度 資本金1億円超  
税引前利益 黒字企業 (n=1,882)



【令和4年度・中小法人（資本金1億円以下）・黒字企業】

## 従業員給与・賞与の伸び率

2022年度 資本金1億円以下  
税引前利益 黒字企業 (n=893)



(注) 法人企業統計上、取得可能な資本金1億円超の黒字法人（5,499法人）のデータのうち、従業員給与賞与の対前年度増加率が0%～6%の法人のヒストグラム

(注) 法人企業統計上、取得可能な資本金1億円以下の黒字法人（3,142法人）のデータのうち、従業員給与賞与の対前年度増加率が0%～6%の法人のヒストグラム

### 継続雇用者の給与総額：

(基本要件) 対前年度増加率 **3%以上**

(上乗せ要件) 対前年度増加率 **4%以上**

### 全雇用者の給与総額：

(基本要件) 対前年度増加率 **1.5%以上**

(上乗せ要件) 対前年度増加率 **2.5%以上**

(注) 大法人向けの制度では、継続雇用者の給与総額の伸び率を要件としているが、データの制約上、全従業員の給与賞与総額の伸び率で代替。この点、令和4年度の法人税の電子申告データにおいては、継続雇用者と全雇用者の給与総額の対前年度増加率について、大法人において法人数の分布に大きな乖離は見られなかった。

(出所) 財務省「法人企業統計調査（年報）」（金融・保険業を除く）を基に作成



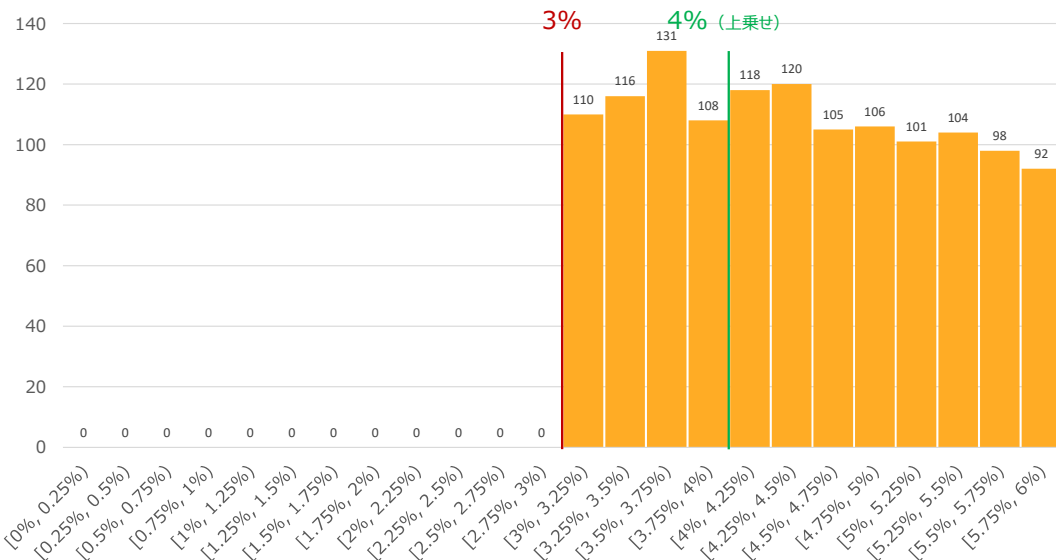
# 給与総額の伸び率についてのヒストグラム分析②

- 実際の適用企業の動きを確認するため、法人税の電子申告データを用いて、賃上げ促進税制の適用企業を対象を絞ったヒストグラムを作成しバンチングの有無を確認。
- その結果、上乘せ特例適用のための給与総額引上げ等を示唆するような**大きなバンチングは確認されなかった。**

## 【令和4年度・大法人（資本金1億円超）】

### 継続雇用者の給与支給総額の伸び率

資本金1億円超（R4改正後の措置適用）  
全体（n=2,761）



(注) 資本金1億円超の法人のうち、大企業向け措置を適用している法人のヒストグラム

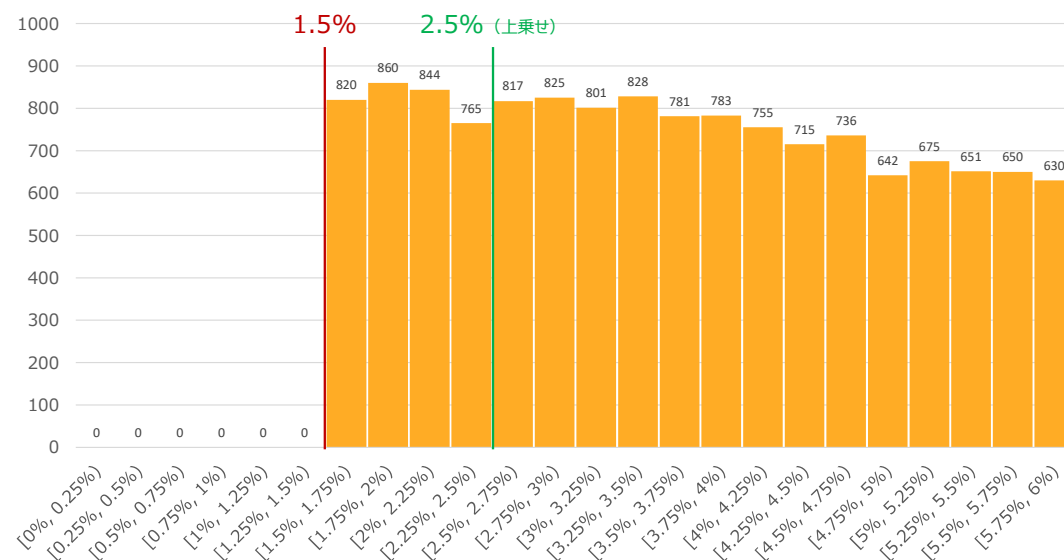
#### 継続雇用者の給与総額：

- (基本要件) 対前年度増加率 **3%以上**
- (上乘せ要件) 対前年度増加率 **4%以上**

## 【令和4年度・中小法人（資本金1億円以下）】

### 全雇用者の給与支給総額の伸び率

資本金1億円以下（R4改正後の措置適用）  
全体（n=41,301）



(注) 資本金1億円以下の法人のうち、中小企業向け措置を適用している法人のヒストグラム

#### 全雇用者の給与総額：

- (基本要件) 対前年度増加率 **1.5%以上**
- (上乘せ要件) 対前年度増加率 **2.5%以上**

- 賃上げのインセンティブ効果確認のため、有識者の意見等を踏まえ、利用可能な統計データを用いた計量分析を試行。
- 先行研究等を参考に、一定の仮定を置き、法人企業統計の個社データを用いた分析を実施。賃上げ税制の適用要件を満たす企業について、労働分配率が増加する傾向が見られたが、**因果関係の特定には課題**。
- マクロデータを用いた賃金の決定要因の分析において、賃上げ税制の制度創設前後の期間で賃金上昇率に違いが見られるかを簡易に測定。統計的に有意な差は確認できなかった。

### 個社データによるパネル分析

適用要件を満たす企業では、労働分配率の増分等は上昇。  
一方で、因果関係の特定には課題（逆因果・セレクションバイアス等）

$$\text{労働分配率の対前年度増加分(\%pt)} = \alpha + \beta_n \text{各説明変数}_n + \varepsilon$$

説明変数	係数	t値
適用要件を満たす場合	0.82***	3.38
従業員数増加率	0.05***	2.58
ROA	-0.69***	-11.40
売上高増加率	-0.17***	-14.28
内部留保増加率	-0.05***	-2.99

(注1) サンプル期間は2018・2019・2020・2022年度。資本金1億円超の黒字法人を対象に分析。

(注2) \*, \*\*, \*\*\*はそれぞれ有意水準10%, 5%, 1%を示す。

(注3) 企業レベルのパネルデータを用いて個体固定効果、時間固定効果分析を実施。

(注4) サンプル期間においては、継続雇用者の給与総額の伸び率を要件としているが、データの制約上、全従業員の給与・賞与の伸び率で代替。なお、令和4年度の法人税の電子申告データにおいては、大法人において継続雇用者と全雇用者の給与総額の対前年度増加率の分布割合では大きな乖離は見られなかった。

### マクロデータによる賃金の決定要因分析

景気循環のほか、労働市場の変化等の  
構造的要因が大きく影響

$$\text{賃金上昇率} = \alpha + \beta_n \text{各説明変数}_n + \varepsilon$$

説明変数	係数	t値
賃上げ税制の措置期間	0.23	0.35
物価上昇率（1期前）	0.19**	2.25
失業率（ギャップ）	-0.71***	-3.44
失業率の変化	-0.33	-1.60
労働生産性成長率	0.51**	2.50
パートタイム比率	-0.00	-0.23
パートタイム変化	-0.73***	-5.86

(注1) サンプル期間は1995Q1-2023Q2。

(注2) \*, \*\*, \*\*\*はそれぞれ有意水準10%, 5%, 1%を示す。

(注3) 賃上げ税制の措置期間はダミー変数による制度導入（2013年）前後の比較。

(注4) 上記変数の加えて消費増税、世界金融危機、コロナ危機のダミー変数を用いている。

⇒ 賃上げは、企業収益や雇用情勢等に影響を受けるものであり、現状、税制の効果だけを取り出して、賃上げ判断への影響を定量的に測ることは非常に困難。**今後、必要なデータの整備・蓄積や更なる分析手法精査の取組が必要。**